

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課	
	課長	松本 守生
	専門監督官	大森 安成
	電話	078 - 367 - 9154

## 兵庫県最低賃金を 739 円に引上げ

### 平成 23 年 10 月 1 日発効を決定

兵庫労働局長(白川 欽也)は、平成23年8月5日に、兵庫地方最低賃金審議会(会長 鳥邊 晋司(兵庫県立大学大学院教授)、以下「審議会」という。)から、兵庫県最低賃金を5円引き上げ、時間額739円とする答申を受けた。

その後、異議申出にかかる審議を経て、兵庫労働局長は、本日本表のとおり、兵庫県最低賃金を改正することを決定し官報公示を行った。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 739 円
引上げ額	5 円
発効日	平成 23 年 10 月 1 日

#### 1 兵庫県最低賃金の決定

- 審議会の答申に対し、異議申出期間の8月22日までに3件の異議申出があった。
- 上記の異議申出について審議会を開催し慎重に審議した結果、8月5日の答申どおり改正することが適当という結論に達した。
- 以上の審議を踏まえ、兵庫労働局長は本日改正決定の官報公示を行った。
- 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者に適用される。

#### 2 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示第1号)

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金(昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成23年9月1日

兵庫労働局長 白川 欽也

第4号中「1時間734円」を「1時間739円」に改める。